



Nagasaki

コスモス

行政書士会報 No.187



2022年2月22日は
「スーパー猫の日」ニャ！



主要トピックス

- 法令遵守の徹底について
- 広報月間に係る関係部署への挨拶依頼
- 長崎新聞に行政書士会が掲載



長崎県行政書士会

掲 載 内 容

ご挨拶 1

長崎県行政書士会	会 長	山 脇 正 隆
長崎県行政書士会	副会長	廣 田 賢 治
長崎県行政書士会	副会長	弓 削 和 徳

法令遵守の徹底について ■

行政書士倫理綱領

行政書士制度広報月間・行政書士記念日広告 ■

行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼
 令和3年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書（広報関係）
 長崎新聞、同折込紙「ととって motto」に当会の広告を出稿しました

住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した 戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について ■

長崎県税納税証明書交付請求書の書式の変更について ■

官公庁インタビュー【佐世保市農業委員会事務局 牟田氏】

ザ・行政書士道【千北誠治行政書士編】 ■

トピックス ■

ながよ成年後見センター開設に伴う表敬訪問
 第47回中国人墓地清掃参加
 令和3年度 行政書士試験結果
 島原市成年後見人等支援会議出席記録



新入会員のご挨拶 ■

会員異動 ■

支部の動き ■

諫早支部研修会「民法改正に伴う相続関係に係る改正点等について」

企画広報部便り コスモス・プチ第5号 ■

関係団体の動き コスモスながさきの最近の動き ■

ユキマサくん特集 ■

編集後記 ■

長 崎 県 行 政 書 士 会

E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : <https://gyosei-nagasaki.com>

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



デジタル社会における行政書士

長崎県行政書士会 会長 山 脇 正 隆

皆様におかれましては、日頃より、本会の運営につきまして、多大なるご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

行政書士制度誕生以来これまで多くの先達の皆様のご尽力を頂きまして、今日の行政書士制度が発展を遂げて参りました。

行政書士は、国民・事業者の皆様の身近な街の法律家として、今日まで寄り添いサポートして参りました。

近年においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、国民生活や事業経営の危機においても、行政書士の身近な街の法律家としての力を存分に発揮し、各種一時金支援金手続へのサポートを推進し今日に至っております。

また、国のデジタル庁創設に代表されますように、我が国の IT 社会の更なる充実により、様々な行政手続オンライン申請システムの拡充が推進されております。本年3月3日の参議院国会審議において牧島デジタル担当大臣より、今後行政手続オンライン申請システムにおいて、行政書士の代理申請を活用していく旨のご回答がありましたように、行政書士制度は、デジタル社会において、更なる役割を果たしていくことになります。

今後の行政手続の将来像として例えば、現在の特殊車両通行許可オンライン申請に代表されるように、役所において申請から許可書の交付等を行ったものが、行政書士事務所からの申請で、一連の手続が終了する手続がさらに増大していくことになります。

国土交通省においては、令和5年1月より、自動車検査登録業務分野において、電子車検証制度がスタートします。行政書士事務所より OSS 申請による自動車継続検査申請を行った場合、行政書士事務所において、自動車検査証及び検査標章の発行ができる制度です。この制度は、特定記録等事務委託と特定変更記録等事務委託がありますが、特定変更記録等事務委託制度は、行政書士のみが代理対応できるシステムです。

つまり、これからのデジタル社会における行政書士事務所の姿は、官公庁の出先機関の窓口に代わって、各種業務の電子申請において、申請受付から許可証等の交付・発行まで官公庁に代わる機能を果たす事となります。

行政書士は、身近な街の法律家としてその職責を果たし、更なるデジタル社会の推進構築に寄与し、行政書士の事務所のあり方を大きく未来に向かって切り拓いて行かなければなりません。

この様な時代に備えて、行政書士会においても、情報収集力を UP して、情報の共有化を更に推進し、会員の皆様へのサポート体制を充実して行かなければなりません。

会員の皆様と共に、活発な情報交換を行うことにより**行政書士力**を更にステップアップして参りましょう。

皆様におかれましては、本会に対しまして、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を頂きますようお願い致します。



スペシャリストとジェネラリスト

長崎県行政書士会 副会長 廣 田 賢 治

昨年 11 月大村東彼支部の研修会（相続・遺言 講師 M 先生、家族信託 講師 S 先生）に参加させていただきました。

両先生の専門に特化した講義は大変勉強になりました。その後の意見交換会で S 先生が自己紹介のおり「会社を辞めて今から行政書士として食べていくには、得意分野で勝負するしかない」という趣旨の話をされたことが印象に残っております。

得意分野をもって仕事に取り組んでいくことは大事なことでありますし、仕事のスキルを深め、高めていく上でも欠かせないことであると思います。

私ごとですが行政書士を開業し 20 年、開業するにあたり、始めに、何か得意分野があったわけではなく依頼人から持ち込まれた仕事は全て引き受けることを基本としてやってきました。

そして、それらの仕事をこなすうちに、多くの仕事の中から、得意といえるほどではないのですが、気が付くと次第に、自分のスキルが高められていった分野がいくつか生じてきて、現在に至っているような思いがいたします。

ふり返ってみますと、開業するに当たり、何を自分の得意分野にすべきかについて、将来の展望が、明らかではなかったことが、依頼された仕事はすべて引き受けることになった大きな要因になったように思えます。

確かに、将来の仕事の展望について明らかなビジョンを持てる場合は、その方向で仕事を進めていくのは、賢明であると思います。しかしながら、スタート地点で、不確かな未来について、明確な展望を持ってない場合も多いかと思います。

そのような場合、まず、依頼される仕事について、一所懸命に成し遂げる、そしてそのような確かな仕事を、ひとつ、ひとつ積み上げていくことも、私たち行政書士の仕事には肝要なことではないか、とも思えます。

なにしろ行政書士の仕事の分野は広いですから、この広いフィールドで、個々の仕事の積み重ねを通じて、確かなスキルを確実にして、多くのお客様に、確かな法務サービスをお届けすることも求められている仕事のあり方ではないかと思う次第です。



ご 挨拶

長崎県行政書士会 副会長 弓 削 和 徳

会員の皆様には益々のご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃から会務へのご協力ご理解頂き、誠にありがとうございます。

現在(3月中旬)、ウクライナへロシア軍の侵攻という、世界の平和を不安定化する大変憂慮すべき事態が生じております。これは、単にウクライナだけの問題でなく、今後、日本はもとより、世界に対し政治経済において多大な影響を及ぼすことが予想され、今後の世界情勢を大変心配しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大はオミクロン株が猛威を振るい、収まる気配がありません。感染拡大の動向によっては、私たちの業務にも更なる影響が考えられます。

さて、話は変わりますが、この場をお借りしまして私が日頃業務を行うにあたり注意していることを大変僭越ではありますが述べさせていただきます。

業務の依頼者から依頼内容等を聞き取りする場合、次のことに私は気をつけています。

第1に、自分の勝手な判断、見込みで依頼業務を判断しない。

業務依頼を受けるにあたり、依頼者の話から一定の言葉に対して勝手にこう言う依頼ではないかと判断してしまうことが有るのではないかと思います。業務内容を熟知してくると意外とこういう判断をしてしまうことがあり得るように考えております。いわゆる早合点です。この結果、依頼者の意図した内容と違う許認可申請（申請内容を含み）を行う可能性があり、依頼者とトラブルになりかねません。

依頼者の話をよく聞き、よく聞くだけではなく、依頼者から得た情報から更に確認すべきことを掘り下げて確認し、依頼者の意図を明確に把握することが大事ですが、その上で、把握した内容を自分の言葉で置き換え等により表現し、依頼者に伝えて確認することが更に大事であると、私は考えております。

第2に、こちらの意図、主旨をよく解るように説明することも大変重要と考えています。

行政書士は扱う業務に関して専門家の立場にあり、特に許認可等は許可要件、欠格要件等が法律等で定められています。これらを元に今回の申請は、この要件に当てはまり、こういう趣旨で申請しますと、こちらの意図を説明する必要があります。また、逆にこの様な要件、欠格要件等に照らして許可申請は困難ですと、明確に説明する必要があります。

特に注意しなければならないのが、曖昧な返事、回答をすることです。依頼者ばかりではありませんが、私たちは概して自分に都合の良いように解釈する傾向にあります。

先に述べたように、私たちも勝手な理解判断をすることがありますが、依頼者も同じことが言えます。私は極力、解りやすい言葉で、明確に、繰り返し説明するように努め、依頼者が理解したと自分で確信するまでは説明を尽くすように努力しています。

依頼者の真意を得た申請に努めることは、依頼者との関係を更に深め、より信頼される行政書士として認められると思います。

法令遵守の徹底について

長崎県行政書士会副会長

濱田 宗一

このテーマについては、昨年10月に当会会員が持続化給付金を騙し取ったとして長崎警察署に逮捕されるという事件が発生し、山脇会長、柿田部長名で、会員の皆様には要請したところです。再度お願いを致します。

まず何が法令遵守であるかは、行政書士の仕事をするにあたっては、常に考えていかなければなりません。逮捕された事件では持続化給付金ですが、日行連から資料が送ってきていました。その資料をよく読んで分からないところは先輩行政書士に尋ねるなどして頂きたかった。ただ報酬になるとか、安易に考えるのではなく、目的が何なのか本当に事業をしているのか、コロナウイルスによる影響か。最近も事業復活支援金の案内を送ったところです。これに携わろうと考えている会員の皆様は十分に読み込んで頂きたい。

また、職務上請求書も使用方法についてよく問題が起きます。何に使っていいのか、具体的には相続人の調査です。ある方が、お亡くなりになり、その方が預貯金を残していた、家土地があった。相続人を確定するには、使用できます。ただ登記申請は司法書士の職務です。婚姻相手の戸籍を取りたいなどは絶対にしてはいけません。探偵社に1枚いくらかで売ったなどという事案がありました。当然できません。

入管関係の渉外業務も事件が起きます。特に偽装結婚。結婚の事実はないのにしているような申請です。この業務は勉強会をやっていますからぜひ、その会で勉強して頂きたい。

新人の皆様には、ネットで行政書士逮捕などで検索して頂きたい。また図書館で行政書士関連の本を探し、色々と仕事の勉強に関連して法令遵守も勉強して頂きたい。

事業復活支援金などコロナ関連補助金が多く出ています。事業者の信用を失墜させる行為がないよう厳に求める所存です。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士連合会

行政書士の使命

ユキマサくんです！



行政書士は、法律専門国家資格者の中でも
特に幅広い業務範囲を持ち、
国民の生活に密着した法務サービスを提供し、
また、国民と行政をつなぐかけ橋としての職責を担っています。

規則により制定されている行政書士の徽章は、
秋桜（コスモス）の花弁の中に「行」の文字を配したもので、
調和と真心をあらわしています。
行政書士の徽章が意味するように、行政書士は社会の調和を図り、
誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、
国民と行政との絆として、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に
貢献することを使命としています。



行政書士徽章
コスモス
調和と真心

行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼

令和3年11月1日

出席者

山脇会長 弓削・濱田・廣田副会長 川添監察部部長 鶴田企画広報部部長

行政書士広報月間に伴い、令和3年11月1日、13時30分に長崎県庁ロビーに集合し、長崎県の許認可を司る主要関係部署6箇所に対し、挨拶、行政書士制度の広報、非行政書士排除などの監察活動を行いました。

● 県土木監理課 望月様



● 県農林部農山村振興課 松本様



● 県民生活部資源循環推進課 吉川様



● 県警本部交通部 吉岡様



● 県警本部生活安全部 狩野様



● 長崎運輸支局 原様



【活動内容】

- 行政書士広報月間周知
- 日行連からの各機関への協力願い文書配布
- 長崎県行政書士会からの協力願い文書配布
- 電子申請化に伴う業務負担の支援に関する提案
- 非行政書士排除のお願い
- 長崎新聞掲載広告チラシ配布
- 日行連ポスター配布

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日広告 ◆

令和3年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書(広報関係)

I. 電話無料相談

実施概要	日 時	場 所	告知方法・実施内容	回答スタッフ（人数）
	10/1～10/31 9～17時	各支部の各会員事務所	新聞広告 市役所広報誌 支部会員の各事務所で電話応対	各1名

II. 対面無料相談

実施概要	日 時	場 所	告知方法・実施内容	備考（対応者数など）
	10月13日 10月22日	大村市役所 島原市役所	大村市の広報誌 島原市の広報誌	対応者2名 件数3件 対応者1名 件数2件

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

	権利義務・事実証明								許認可関係									
	遺言・相続	各種契約	明定・記載・内容証明・記帳会計	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	代理業務	行政不服申立	その他	合計
電話相談	15	3		1			3	22				1						1
対面相談	7	2		1			1	11		1		1						2

IV. 広報月間中に行った PR 活動（無料相談も含む）

無料相談・グッズ関係			単位会事務局	支部事務所	公的施設	店 駅 頭	会員事務所	その他	その他の事例	
	電話無料相談会場数			9			409			
	対面無料相談会場数				2					
	ポスター（日行連作製）配布数		3	158	140		818			
	チラシ配布数									
	その他の PR グッズ配布数									
媒体活用関係	媒体		件数		活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例				経費	
	自治体広報誌									
	新聞	広告	1		長崎新聞				371,250	
		報道								
	テレビ	広告								
		報道								
	ラジオ	広告								
		報道								
	その他の配付物 （種類・部数）									
経費の合計								371,250		
広報活動 その他の	社会貢献	ADR	なし							
		成年後見	なし							
	その他のイベント等									

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日広告 ◆

長崎新聞、同折込紙「ととって motto」に当会の広告を出稿しました

10月行政書士広報月間と2月行政書士記念日に合わせて下記内容の広告を出稿し、数多くのご反響を頂きました。行政書士制度の認知向上により、県民への普及と共に会員の更なる業務拡大を図るべく今後も対外的な広報活動に力を入れたと考えております。

■ 掲載日時、媒体、内容

令和3年10月12日(火) ①長崎新聞、10月広報月間広告

令和4年2月11日(金) ②長崎新聞折込情報誌「ととって motto」、2月行政書士記念日広告

■ 付随内容

令和3年10月23日(土) ③長崎新聞 SDGs 折込内のキャンペーン協賛者名掲載

④長崎新聞インフォメーション欄掲載

■ 発行部数、掲載回数

① 16万7千部 (1回)

② 17万8千部 + 1万1千部 (長崎市内幼稚園、保育園配布) (1回)

③ 同 (毎月2回。1年間)

■ ターゲット

① 40代 15.7% 50代 20.6% 60代 28.5% 70代 22.7%

② 20～40代女性 (グルメ、ファッション、不動産情報メイン)

長崎市内幼稚園、長崎市内保育園

「行政書士広報月間」です。

日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月1日から31日を「行政書士広報月間」と定め、行政書士制度の普及促進を目的として全国一斉に広報、協賛活動を行います。長崎県行政書士会におきましても、一斉電話相談をはじめ、無料相談会、自治体等にチラシの配布を行っています。

10月広報月間の過ごし方

長崎支部 / (受付日時) 毎週水曜日10:00-15:00 TEL:095-829-0404

○広報誌がきき10月号掲載・10月ふれあい県民版ポスト一冊

○長崎支部において行政書士制度に関する無料相談を実施

大村・東彼支部 / 毎月第2水曜日13:00-15:00 TEL:0957-54-6700

○大村・東彼市市民福祉課において行政書士制度に関する無料相談を実施 (大村市・市民110番)

高島支部 / TEL:0957-64-6565

○無料相談対応 ○雲仙市、島原市、南島原市の広報誌に掲載

○島原市・10-22市民行政相談会に相談員派遣

○島原市・島原市市民福祉課の市民生活相談員に相談員派遣

佐賀支部 / TEL:0956-23-8001 佐賀支部 / TEL:0956-24-7136

五島支部 / TEL:0959-73-3378 佐賀支部 / TEL:0956-47-2004

諫早支部 / TEL:0957-22-0035 対馬支部 / TEL:0920-52-2927

～行政書士のお仕事ご紹介～ (国・自治体への各種申請書類作成・行政手続サポート)

行政書士会連合会 長崎県行政書士会

〒850-0031 長崎県長崎市桜町3-12 中興ビル5F
TEL:095-829-5452 FAX:095-829-2182

高齢者に優しいオシャレ着

着やすい！脱ぎやすい！機能性介護衣料

加齢による体形の変化や身体機能の低下、それらのちょっとした困りごとを機能でサポートしながら見た目は普通のお洋服。着たり脱いだり便利に仕立つ、おしゃれやゆとりを兼ねてほしい。私たちは、そんな「人にやさしいお洋服」を皆様にお届けしています。

ケアファッションカタログ(秋冬) 無料プレゼント

婦人衣料・紳士衣料・介護・入浴向け衣料・介護生活応援アイテム

※お申込みは(無料)今すぐこちらまで！
お電話または、ハガキ・FAX・ホームページにて

株式会社 ケアファッション 06-4963-9216 (月～金 9:00～17:00)
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町3-4-12
FAX 06-6120-3703 (24時間OK)

ケアファッション 株式会社 ケアファッション
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町3-4-12
FAX 06-6120-3703 (24時間OK)

https://www.carefashion-online.com

※お電話・FAX・ホームページにてお問い合わせください

行政書士は県民と行政のパイプ役を担います 2月22日(猫の日)は行政書士記念日!

1951(昭和26)年2月22日に行政書士法が公布されたことになり、2月22日を「行政書士記念日」と定め、行政書士制度の普及を図っています。昨年は行政書士制度70周年の節目の年となりました。行政書士は各種許可・遺言相続、成年後見、コロナ関連補助金等の相談に応じます。長崎県行政書士会では、各支部でイベントや相談会等を開催しています。詳細は問い合わせ、または下記QRコードからご確認ください。

長崎県行政書士会
〒850-0031 長崎県長崎市桜町3-12 中興ビル5階
TEL:095-826-5452



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユニマツくん

インフォメーション

県内

◆行政書士無料相談

10月31日まで。行政書士広報月間に合わせ、相談や会社設立、農地転用や飲食店営業の許可、更新など暮らしとビジネスの諸手続きに関する相談を県内の行政書士が無料で受ける。県行政書士会 (095・826・5452)

日行連発第 1605 号
令和 4 年 2 月 4 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

**住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した
戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について**

標記の件については、令和 4 年 1 月 7 日付・日行連発第 1425 号及び 1 月 12 日付・日行連発第 1439 号にて現行の職務上請求書を使用しての戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いについてお知らせしたところです。

今般、1 月の理事会において、自治体によっては、別紙を使用せずに、現行の職務上請求書に必要事項を記載して請求することで、当該戸籍の表示（本籍地・筆頭者）、在外選挙人登録情報が記載された戸籍の附票の写しが交付されるとの意見等がありました。

これを受けて、本会といたしましては、会員の利便性と負担軽減を考慮し、改めて総務省とも調整を図り、下記のとおり取扱いの変更をいたしますので、お知らせいたします。

つきましては、度重なるご連絡となり大変恐縮ではございますが、本件の取扱いに関して、所属会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、来年度に払出しを行う職務上請求書については、現行様式のままとしますので、合わせてご承知おきのほどお願いいたします。

また、本件に関しては、本会ホームページの会員専用ページにも掲載いたしますことを申し添えます。

記

1. 請求日：2 月 4 日以降

2. 該当する請求文書：

「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方が記載された戸籍の附票の写し

3. 請求の方法：

原則、職務上請求書に「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、在外選挙人登録情報」のいずれか、または両方の記載を求める旨を記入して自治体の窓口に提出すること（添付参照）

※一部の自治体によっては別紙の書式等を用いての請求が求められる場合があります。

その場合は、前出の日行連発第 1425 号および 1439 号に準じるなど、各自治体の取扱いに沿って請求を行ってください。

以上

<添付>

戸籍の附票の写しを請求する際に、「戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）」の記載が必要であることを求める旨の記載例

記載例

様式第1号（第2条第2項関係）

<原紙>

No. ** - **** *

戸籍謄本（戸籍法第10条の2第3項）

等職務上請求書

住民票の写し（住民基本台帳法第12条の3第2項）

〇〇市

長 殿

令和〇年〇月〇日

請求の種別	☒ 戸籍 ☐ 除籍 ☐ 原戸籍 ☐ 住民票 ☐ 除票 ☒ 戸籍の附票 一部 ☐ 住民票記載事項証明書	謄本・抄本 の写し	各1通
本籍・住所 (1)	東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号		
筆頭者の氏名 世帯主の氏名 (2)	行政太郎		
請求に係る者の氏名・範囲 (3)	氏名 行政太郎 〇〇〇〇年〇月〇日生	範囲 ギョウセイ タロウ	
住民基本台帳法第12条の3 第7項による基礎証明事項以外 の事項 (4)	☐ 世帯主 ☐ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 ☐ 本籍又は国籍・地域 ☒ その他（戸籍の者との同一性を担保するため、附票に戸籍の表示が必要）		
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項		
戸籍法第10条の2第1項等、 住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務 を遂行するために必要な場合 (5)	業務の種類： 遺産分割協議書・相続関係説明図 依頼者の氏名又は名称： 行政太郎 依頼者について該当する事由 ☒ 権利行使又は義務履行 ☐ 国等に提出 ☐ その他正当な理由 上記に該当する具体的事由： ①請求に係る者 被相続人の長男たる依頼者 ②被相続人 依頼者の父〇〇 ③戸籍等を必要とする事由 被相続人の相続人確定のため 依頼者の戸籍等が必要		
提出先又は提出先がない場合の処理 (6)	協議書及び相続関係説明図と共に依頼者に交付		
請求者 (7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名	東京都 行政書士会所属 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 行政書士虎ノ門事務所 行政書士 虎ノ門 一郎 職印		
登録番号 及び電話番号 (8)	登録番号 第 1 2 3 4 5 6 7 8 号	電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0	
補助者 事務所所在地 氏 名	印		

～～～

日本行政書士会連合会統一用紙

03 (6435) 7330

長崎県税納税証明書交付請求書の書式の変更について

長崎県税務課より長崎県納税証明書交付請求書の書式変更について下記連絡がありました。

1. 押印廃止に伴う書式の見直し
「委任者欄」の押印は必要だが、「3 請求者欄」の押印は不要となる。
※委任なしで本人が申請する場合は押印不要。但し、会社の従業員が請求する場合は必要。
2. 委任状の委任者欄に記載押印があれば、「2 納税義務者欄」は「下記委任者と同じ」との記載でも可。
3. 開始時期 令和4年4月1日から
(3月を周知期間、4月以降も一定期間は旧書式も受け付け可)
4. 4月以降、長崎県 HP にもエクセル版、PDF 版を掲載予定

納税証明書交付請求書		長崎案(HP掲載分)		取扱者															
振興局長 へ																			
1	請求年月日	年 月 日		決裁															
本人(法人の場合は代表者)以外が請求する場合は、下方の委任状欄を記入するか、別途委任状が必要です。																			
2	納税義務者	住所又は所在地 フリガナ 氏名又は法人名 及び代表者氏名 電話番号 () (日中に連絡がとれるもの) 生年月日(個人のみ) 昭和・平成 年 月 日																	
3	請求者	(代理人が請求される場合のみご記入ください) 住所 氏名 電話番号 () (日中に連絡がとれるもの)																	
4	使用目的	(該当する□にレ印をつけてください。) ☐ 建設業許可等変更申請 ☐ 資金借入(融資) ☐ 入札資格審査(指名願) ☐ 補助金・助成金等申請 ☐ 県営住宅入居 ☐ その他()																	
5	証明種類及び証明事項等	(該当する□にレ印をつけ、必要枚数を記入してください。) ☐ 未納がない証明 (枚) ☐ 税額の証明 (枚) ↓「税額の証明」の場合は、必要な税目にレ印をつけ必要事項等を記入してください。↓ <table border="1"><tr><td>☐ 法人事業税 (特別法人事業税等含む)</td><td>事業年度(記載してください。)</td></tr><tr><td></td><td>(年 月 日 ~ 年 月 日)</td></tr><tr><td>☐ 法人県民税</td><td>(年 月 日 ~ 年 月 日)</td></tr><tr><td></td><td>(年 月 日 ~ 年 月 日)</td></tr><tr><td>☐ 個人事業税</td><td>(課税年度 年度)</td></tr><tr><td>☐ 自動車税種別割</td><td>(登録番号) (課税年度 年度)</td></tr><tr><td>☐ ()</td><td>()</td></tr></table>				☐ 法人事業税 (特別法人事業税等含む)	事業年度(記載してください。)		(年 月 日 ~ 年 月 日)	☐ 法人県民税	(年 月 日 ~ 年 月 日)		(年 月 日 ~ 年 月 日)	☐ 個人事業税	(課税年度 年度)	☐ 自動車税種別割	(登録番号) (課税年度 年度)	☐ ()	()
☐ 法人事業税 (特別法人事業税等含む)	事業年度(記載してください。)																		
	(年 月 日 ~ 年 月 日)																		
☐ 法人県民税	(年 月 日 ~ 年 月 日)																		
	(年 月 日 ~ 年 月 日)																		
☐ 個人事業税	(課税年度 年度)																		
☐ 自動車税種別割	(登録番号) (課税年度 年度)																		
☐ ()	()																		
長崎県証紙貼付欄 1件 1枚につき400円 (1件…1税目、1事業年度、1課税客ごと)		委任状 私は 住所 氏名 を代理人と定め、県税の納税証明書の交付請求及び受領に関する権限を委任します。 年 月 日 (委任者) 住所 フリガナ 氏名又は法人名 (代表者氏名) 電話番号 () 生年月日(個人のみ) S・H 年 月 日 ※委任状は委任者が記入し、押印してください。 (法人の場合は登記印) ※委任事実について電話確認する場合があります。																	
県処理欄		家 委 確認書 免 保 マイ 他 作成者 確認者																	
第 号																			

インタビュアー：井手 誠博

Q 行政書士による代理申請の割合

A. 特には把握しておりませんが、農地転用の許可や届出、非農地証明は行政書士による代理申請が多いように感じます。非農地通知の申出書に関しては本人申請が多いようです。

Q 非行政書士と思われる申請の割合と注意喚起の有無

A. 非行政書士の割合は特に把握はしておりませんが、窓口に注意喚起の掲示をさせていただいております。

Q 行政書士代理申請と本人申請の場合の1申請（許可、届出等）における平均折衝回数

A. 折衝回数はカウントしていないため分かりません。行政書士は比較的難しい案件も処理されるため単純比較はできないと思いますが、行政書士が一度で済ませているようなものも、本人申請では数回出直して手続きされる事が多いようです。

Q 農地転用に関する最近の法令改正について

A. 荒廃農地で営農型太陽光発電を行う場合の農地の一時転用許可の要件が緩和されました。再生可能エネルギーの促進のために、荒廃農地を利用し易くしたものです。2050年カーボンニュートラルを目指し、今後もこの動きが続くかもしれません。

Q コロナ禍における農地手続きの電子化への対応見込み

A. コロナ禍の中、令和3年9月にデジタル庁が開設され、これに先立つように農林水産省は令和3年3月に農業DX構想を打ち出してデジタル変革を推進しています。この中で、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）により、令和4年度までに農林水産省が所管する法令に基づく行政手続や補助金・交付金の申請をオンライン化するとしています。

なお、国は令和4年までに農林水産省が所管する法令に基づく行政手続をオンライン化するとしていますが、現時点において、農地法にかかる手続きの具体的なオンライン化の流れが示されていません。今後の動向に注視していきます。

関連して、令和3年4月「農地法関係事務処理要領の制定について」の申請様式例から「印」の文字が消えました。これはオンライン化のための条件整備として押印を廃止したものです。佐世保市役所では令和3年9月に押印見直しを行い、農地法関連は農業委員会内で処理が完結する申請書や届出書等について押印を廃止しています。ただし、権利関係を示す委任状や同意書など押印が必要です。押印廃止は自治体ごとに取り扱いが異なっているのでご注意ください。

佐世保市が許可、受理等を行う書類（農地法第3条許可、農地転用届等）については、押印を廃止しています。一部押印が必要な書類も残っていますので、最新の様式については、市のHPで確認をお願いします。

なお、農地法関係事務処理要領の様式の見直しで押印が廃止されていますが、それをベースに作成した長崎県の農地転用事務指針については、現在のところ、様式の見直しは行われていません。

Q 過去にあった特殊違反事例（その後の追認許可等）

A. 農業委員会が農地の違反転用を把握した場合、是正指導を行います。さらに長崎県に報告をして、簡易手続相当の違反案件と是正改善されたものについては農地転用許可申請をして追認許可を受けてもらっています。詳しくは長崎県のホームページから農地転用関係事務指針をご覧ください。

違反転用事案の是正には大変労力が要ります。正しく許可を受けていただき違反転用を防止するためにも、行政書士会の皆様の更なるご協力をお願いいたします。

Q 行政書士が代理申請する場合の注意点

A. 農地転用許可申請等は行政手続法の標準処理期間内に処理をするために、受付期間（長崎県内は概ね毎月8日頃から14日まで）を設けさせていただいています。毎月の暦や議事日程等の都合により各農業委員会で受付期間が異なる事と、締切日近くは窓口が込み合う事もあり、早めの相談により日程に余裕を持って申請をすることをお勧めします。

Q 農業委員会事務局が行政書士に望むこと

A. 本人申請の場合は、初めての方には制度の根本から説明をしなければならないこともあり、申請までに時間がかかります。その点、行政書士による代理申請はスムーズですので大変助かっています。これからもより良い関係を築いて行けるよう期待いたします。

Q 農業委員の公募について

A. 平成27年農業委員会法改正により、それまで選挙で選ばれていた農業委員が推薦・公募制に変わりました。農業委員会等に関する法律第八条に「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められています。佐世保市農業委員会には行政書士の委員も在籍しています。現在の委員の任期は令和2年7月から令和5年7月までの3年となっています。次期改選の数か月前から推薦・公募が始まります。

Q 今後の農地法改正の展望

A. 昭和27年に制定された農地法は、これまで時代に合わせて改正されています。近年では平成21年に農業への参入を促進するための規制緩和が行われ、平成27年に農地を所有できる法人要件に関する改正がありました。

ここ数年の注目すべき点は手続きの簡素化です。これは農地集積を促進し易くする目的もありますが、押印廃止や添付書類の見直しなどはオンライン申請を導入のための布石と言えます。現在、国を挙げて行われているデジタルトランスフォーメーション（DX）ですが、今後農地法に関しても、これに対応した改正がなされていくものと予想されます。

Q 佐世保市内の農地転用許可の動向

A. 佐世保市における農地転用の用途別状況は次のとおりです。

農地転用の用途別状況（単位：件、面積 a）

年 度	住宅用地		商工業施設用地		道路水路用地		その他の建物施用地		植林その他 ^{*1}		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
28	98	483	0	0	8	4	55	287	13	106	174	880
29	77	634	5	24	16	12	40	196	11	380	149	1,246
30	92	467	4	50	7	5	58	311	8	456	169	1,289
元	93	423	3	26	15	13	45	269	16	13,737	172	14,468
2	67	452	3	11	11	12	30	206	11	129	122	810

※1 令和元年度の面積が大きいのは、大規模な太陽光発電によるもの。

Q 許可、届出、非農地証明、非農地通知の割合

A. 佐世保市における件数や面積は次のとおりです。

農地移動転用等の状況（単位：件、面積 a）

年 度	3条許可		4条届出		4条許可		5条届出		5条許可	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
28	47	1,009	41	120	7	31	71	305	55	424
29	33	985	30	105	8	31	75	440	36	670
30	19	482	31	97	7	36	72	404	59	752
元	390	10,073	32	104	11	80	66	257	63	14,027
2	30	398	23	67	17	107	40	201	42	435

年 度	非農地証明		非農地通知 ^{*2}		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
28	51	207	4,316	22,440	4,608	25,059
29	42	155	4,259	25,497	4,508	28,654
30	33	88	3,042	14,464	3,285	17,037
元	45	114	2,258	11,681	2,921	37,560
2	32	102	2,454	14,493	2,660	16,511

※2 非農地通知は職権によるほか、一部所有者からの申出により発行したものも含む。

佐世保市農業委員会事務局様より全国農業新聞のご紹介を頂きましたのでご参考下さい。

行政書士の皆さん

週刊
月4回
金曜日発行
月700円
年8,400円
(消費税込)

農家や、農地を貸したい・売りたい方などから
「安心して任せてもらうために」必要な情報は

全国農業新聞

におまかせ下さい！

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

農政ニュース 解説等

週刊紙としての特長を生かし、1週間の農政ニュース、
農業情勢をまとめてチェックできます。
日本で唯一の農地制度の専門紙である全国農業新聞なら
ではの視点で、話題のトピックを深掘り解説します。

農地制度関係

行政書士の皆さんに関係する農地の法律、農地の権利移動
手続き、税制、農地制度改革の動きなど実用的な情報
が盛りだくさん。

農業委員会の ページ

農業委員会組織の、農地を守り担い手を応援する活動や
農地利用の最適化に関する取り組みなど、地域農業の
振興に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の活動
をしっかりと伝えます。

経営・技術・ 流通

より良い経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や
最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の
情報をお届けします。

地方版

身近な地域の話など、地域密着の記事も充実！

その他、食、健康、暮らしなど特に女性の読者にも満足いただけるような記事も満載！

●発行/一般社団法人 全国農業会議所 (TEL 03-6910-1130)

購読のお申込みは 地元の農業委員会まで、申込書(裏面)をご提出ください。

全国農業
新聞



第5弾 「千北誠治行政書士」 編

行政書士千北誠治事務所

行政書士 千北 誠治（佐世保支部）

所在地 長崎県佐世保市園田町3-2 園田ビル 101

登録年月日 平成29年5月1日

1. 現在の主たる業務について。またその理由について。

受注件数としては車庫証明が多いですが、主たる業務と言えるほど受注業務にあまり偏りはありません。頼まれ事は試され事であると思っており、これまで扱ったことがない業務も積極的に引き受けているため、様々な分野にチャレンジさせていただいています。その中で、最近は建設業や運輸業の受注が増えています。建設業に携わることとなったきっかけは経営事項審査の審査員に誘っていただき、審査員として活動したことで自信がついたことです。建設業者の方とお話する際に自信をもって一步踏み込んだ内容のお話を伺うことができるようになり、受注に繋がっています。

2. 現在の事務所経営や業務における問題点（経営の悩みや初受任する業務の悩みや解決策）

主な問題点は以下の2点です。

- 扱ったことがない業務の受注では、どうしても時間がかかってしまうので、事前に初めてであることを伝えるようにしています。また、どうしてもわからない点については経験豊富な先生方にご相談し、助言をいただいております。お力添えいただいた先生方にこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。少しでも早く先生方に近づけるよう頑張っています。

- もっと受注件数を増やしたい

先輩の先生方に相談した際に教えていただいたことで、「目の前のお客様に全力で取り組む」ことを意識しております。結果が出るまで時間はかかりますが、今のお客様から追加の受注やご紹介に繋がっています。

3. コロナ禍における業務受注状況。また具体的に減少した業務があればその業務名。

平成29年開業とまだ日が浅いですが、受注件数は毎年少しずつ増えております。ご依頼いただくお客様があまりコロナの影響を受けていないということが大きいと思います。コロナ禍という点では、これまでお取引がない方から補助金の相談や業務拡大に向けての許認可の相談などもあり、このような時こそ私たちの力を必要としている方々が増えていると感じています。

4. 今後の事業展望（業務分野進出や法人化等）

これまで受注実績がある業務分野の受注を増やし、専門性を高めていきたいです。

5. 開業5年未満の方など同じ悩みを持った方へひと言

私がこの仕事を続けることができているのは、ご依頼いただくお客様はもちろん、業務だけでなく経営面についても助言やお導きいただける同業の先生方のお陰です。お客様と同じように先生方とも繋がりを大切にして日々の業務に取り組まれることがよいと考えます。私自身まだまだ未熟ではありますが、どんどん積極的にチャレンジをして、これからも一緒に頑張っていきたいと思います。

インタビュアー：井手 誠博



ながよ成年後見センター開設に伴う表敬訪問

- 日 時：令和3年10月1日（金） 14時10分～15時20分
- 場 所：社会福祉法人 長与町社会福祉協議会 ながよ成年後見センター
- 参加者：山脇正隆会長、弓削和徳副会長、梅枝眞一郎コスモス長崎支部長、川島孝紀コスモス長崎副支部長、鶴田隼人企画広報部長（5名）

令和3年10月1日、長与町老人福祉センター内に「ながよ成年後見センター」の開設に伴い、当会正副会長及びコスモスながさき支部長並びに副支部長が表敬訪問しました。

成年後見センター設立による業務拡大と共に抱える課題も多く、当会に対する期待度は非常に高く、職員研修や講師の派遣、出先での帯同、許認可のサポート等の支援を約束し今後の後見業務の発展につながる訪問となりました。



第47回中国人墓地清掃参加

- 日 時：令和3年11月3日（水）9時～11時
- 場 所：稲佐悟真寺国際墓地内中国人墓地
- 参加者：5名（全体150名）

毎年9月下旬に日中親善事業の一環として長崎市稲佐悟真寺国際墓地内の中国人墓地の清掃作業が行われています。去年は新型コロナウイルス感染症防止のため11月3日に延期実施となりました。本会からは濱田宗一副会長をはじめ5名の参加となりました。遠方から来られた方もおられ、残暑の9月よりちょうど紅葉の時期で爽やかにボランティア活動に打ち込みました。



令和 3 年度 行政書士試験結果

令和 3 年度の行政書士試験が令和 3 年 11 月 14 日（日）全国の各会場で行われました。新型コロナウイルスは昨年に引き続き本年の試験にも影響を与え、今回は受験者が若干増加したため長崎県勤労福祉会館と長崎商工会議所の 2 会場において実施されました。マスク、消毒、検温の各種作業もあり大変だったかと思いますが、各会場責任者を中心に行政書士試験スタッフ一丸となり、無事終了いたしました。

全国受験申込者数	61,869 名
受験者数	47,870 名（受験率 77.37%）
合格者数	5,353 名（合格率 11.18%）

長崎県受験申込者数	342 名
受験者数	263 名（受験率 76.9%）
合格者数	19 名（合格率 7.22%）

（内訳）長崎県勤労福祉会館

受験申込者数	232 名
受験者数	195 名（受験率 84.05%）
合格者数	19 名（合格率 9.74%）

（内訳）長崎商工会議所

受験申込者数	110 名
受験者数	68 名（受験率 61.81%）
合格者数	0 名（合格率 0%）





島原市成年後見人等支援会議出席記録

■ 日 時：令和3年12月16日（木）18：30～19：30

■ 場 所：島原市社会福祉協議会2F会議室

■ 参加者：弁護士4名、司法書士1名、社会福祉士4名、コスモスながさき3名（弓削行政書士会副会長、梅枝コスモスながさき支部長、立山コスモス会員）長崎家裁島原支部担当者1名

■ 内 容：

1. 島原市成年後見制度利用促進基本経過についての説明が中核機関担当者からなされた。
2. 成年後見実務に関する状況報告や課題についての情報交換会

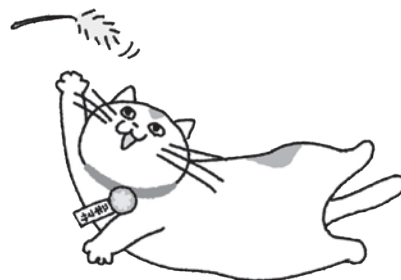
①参加者自己紹介（コスモスは参加者3名それぞれ自己紹介した）

②各職能団体における課題の共有

それぞれの団体の現状について説明があり、コスモスながさきも設立から現在までの概要を支部長から説明した。また、組織としての事件の管理方法や受任状況などについて参加者から質問があった。

③後見人等実務における悩みや課題の共有

共通の課題としては、地方における後見人のなり手不足や報酬の支払えない成年後見の報酬捻出について各団体现在どのように対応しているか、コスモスから他団体に向けて質問した。



❀ 新入会員のご挨拶



長崎支部 **梶原 英二** 令和3年2月15日入会

令和3年2月15日付けで、行政書士会に入会しました梶原英二と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。今後につきましては、何事も日々是勉強と思い、耳を傾け、目を配りながら、街の法律家として「頼られ・親しまれる行政書士」を目指して頑張ってまいります。

今度とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



長崎支部 **多々川 慎仁** 令和3年3月1日入会

みなさま、はじめまして。令和3年4月1日から、長崎市中里町の長崎県自動車整備振興会の中の行政書士事務所を前任の先生から引き継がせていただき、開業致しました。公務員退職後、一般社団法人に2年、非常勤公務員として4年勤務し、念願の行政書士になることができました。行政書士諸先輩の方々が活躍されている姿を見て少しでも近づけるよう頑張っていきたいと思っています。これまで、県内外の諸先生の研修を受講させて頂いたり、先輩諸先生からご指導頂いたりして、大変感謝しております。まだまだ未熟ではありますが、地域の皆様から信頼される行政書士になれるよう日々努力していきたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。



五島支部 **藤岡 大介** 令和3年7月12日入会

令和3年7月より五島市・三井楽町で開業いたしました藤岡と申します。Iターン者である私を温かく迎え入れて下さり、大変お世話になった地域のために、ご恩返しをしたいとの思いから、これまでの行政経験を活かせるものと、この世界に飛び込んでまいりました。

離島の過疎地域特有の数多の課題も抱えている現状もあります。

「地域の相談所」として、また色々な形で地域活性化のお手伝いができればと考えております。それほど「若い」とは言えない年代となりましたが、まだまだ未熟者でございますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



諫早支部 **金澤 尚徳** 令和3年7月15日入会

令和3年7月15日付で登録させていただきました金澤尚徳と申します。事務所は諫早市多良見町です。登録前は諫早市で舞台音響や作曲の仕事をしておりました。農地転用や自動車登録の他、これまでの経験や人間関係を通じ、著作権や文化庁への申請等エンターテインメント関係に強い行政書士を目指し精進していきたく思います。先輩方のご指導のほど、どうぞよろしくお願い

いたします。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

令和3年2月15日～令和3年12月15日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

所属支部	氏 名	事務所所在地	事務所の名称	入会年月日
佐世保支部	村田 絵理	佐 世 保 市	村田絵理行政書士事務所	令和3年2月15日
長 崎 支 部	梶原 英二	長 崎 市	行政書士 かじわら法務事務所	令和3年2月15日
長 崎 支 部	多々川慎仁	長 崎 市	多々川行政書士事務所	令和3年3月1日
大村東彼支部	桑川 満	大 村 市	行政書士桑川満事務所	令和3年3月15日
佐世保支部	鎌田 義人	佐 世 保 市	行政書士鎌田事務所	令和3年4月2日
諫 早 支 部	藤本 憲雄	諫 早 市	行政書士藤本オフィス	令和3年4月15日
長 崎 支 部	柘植 涼太	長 崎 支 部	柘植行政書士事務所	令和3年5月1日
大村東彼支部	村井 啓一	大 村 市	行政書士むらいけいいちオフィス	令和3年6月1日
五 島 支 部	谷川 安昭	五 島 市	行政書士谷川安昭事務所	令和3年6月1日
長 崎 支 部	李 泳勲	長 崎 市	リーガルナビ行政書士法人	令和3年6月15日
五 島 支 部	藤岡 大介	五 島 市	藤岡大介行政書士事務所	令和3年7月1日
諫 早 支 部	金澤 尚徳	諫 早 市	行政書士金澤尚徳事務所	令和3年7月15日
諫 早 支 部	濱崎 勇次	諫 早 市	みやび都市開発行政書士事務所	令和3年8月1日
長 崎 支 部	辛島 宏一	時 津 町	行政書士森事務所	令和3年8月15日
長 崎 支 部	赤坂 行広	長 崎 市	あおば行政書士法人	令和3年8月23日
島 原 支 部	林田 武吉	南 島 原 市	行政書士林田武吉事務所	令和3年9月15日
長 崎 支 部	岡野 雅一	長 崎 市	行政書士おかの法務事務所	令和3年10月15日
佐世保支部	迫田 六郎	佐 世 保 市	行政書士迫田事務所	令和3年12月15日

◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
島 原 支 部	近藤 三男	南島原市	令和3年2月28日退会 (廃業)
佐世保支部	田端 耕藏	佐世保市	令和3年3月3日退会 (廃業)
長 崎 支 部	茂田 治孝	長崎市	令和3年3月31日退会 (廃業)
諫 早 支 部	吉本 信義	諫早市	令和3年3月31日退会 (廃業)
長 崎 支 部	星野 孝通	長崎市	令和3年4月5日退会 (廃業)
長 崎 支 部	伊東 秀格	長崎市	令和3年4月12日退会 (廃業)
長 崎 支 部	相川 正文	長崎市	令和3年4月30日退会 (廃業)
大村東彼支部	平島 清	大村市	令和3年5月12日退会 (廃業)
長 崎 支 部	宅島 正志	長崎市	令和3年5月31日退会 (廃業)
佐世保支部	林 謙蔵	佐世保市	令和3年5月31日退会 (廃業)
大村東彼支部	西山 孝幸	大村市	令和3年6月30日退会 (廃業)
長 崎 支 部	辻 正憲	長崎市	令和3年7月5日退会 (廃業)
大村東彼支部	辻崎 徹郎	大村市	令和3年7月5日退会 (廃業)
佐世保支部	横尾 純一	佐世保市	令和3年8月19日退会 (廃業)
島 原 支 部	甲斐田 敦	南島原市	令和3年9月27日退会 (廃業)
佐世保支部	松田 利之	佐世保市	令和3年9月30日退会 (廃業)
五 島 支 部	増田 展行	新上五島町	令和3年10月31日退会 (廃業)
長 崎 支 部	山崎 浩之	長崎市	令和3年12月10日退会 (廃業)
長 崎 支 部	中道 重文	長崎市	令和3年12月31日退会 (廃業)
長 崎 支 部	井手 義和	長崎市	令和4年1月28日退会 (廃業)

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

令和3年1月20日～令和4年1月30日 現在

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長 崎 支 部	森 菜津美	事務所名	行政書士森三五郎事務所	行政書士森事務所
長 崎 支 部	鶴田 隼人	TEL	050-5832-8292	080-9143-3792
長 崎 支 部	小瀬 寛義	所在地 TEL	長崎市中里町 1576 番地 2 095-839-6180	長崎市田中町171番地 2 095-838-3023
佐世保支部	鎌田 義人	TEL	090-8912-6602	0956-88-7938
長 崎 支 部	橋本 剛	事務所名 所在地	橋本剛行政書士事務所 長崎市古川町 8-12-602	グリーングロウス行政書士事務所 長崎市諏訪町 5-3-401
長 崎 支 部	北川 亮	事務所名 所在地 TEL	北川行政書士事務所 長崎市城山台 2 丁目 26-30 095-865-6733	行政書士宝町法務事務所 長崎市宝町 5 番 2 号 竹馬ビル 4 階 095-894-5977
長 崎 支 部	李 泳勲	事務所名	リーガルナビ行政書士事務所	リーガルナビ行政書士法人 本店
長 崎 支 部	田平 圭子	事務所名	リーガルナビ行政書士事務所	リーガルナビ行政書士法人 本店
佐世保支部	鶴田雄一郎	所在地	佐世保市福石町 8 番 1 号 ルネッサンス福石 201	佐世保市白岳町 774-12 レジデンスビブレ 502
島 原 支 部	松田 浩一	所在地	島原市片町 542 番地 2 階 南西角号室	島原市上新丁三丁目 2603 番地
長 崎 支 部	赤坂 行広	事務所名	赤坂行政書士事務所	あおば行政書士法人

支部名	氏 名	変更箇所	変更前	変更後
長 崎 支 部	松岡いずみ	事務所名 所在地	松岡いずみ行政書士事務所 長崎市大黒町 10-10 KoKoRo ビル 6 F	行政書士事務所シトラス 長崎市千歳町 6-11 高島第 3 ビル 301
諫 早 支 部	小山 徹	所在地 TEL	長崎市江戸町 3 番 2 号 池田ビル 3 F 095-827-1954	諫早市多良見町木床 854 番地 080-5200-6879
長 崎 支 部	川島 孝紀	TEL	095-855-2930	090-8410-2631
長 崎 支 部	高田 勝也	所在地 TEL	西彼杵郡時津町浜田郷 755 番地 2 1 F 095-894-7955	西彼杵郡時津町浜田郷 898 番地 090-1167-2236
佐世保支部	竹川 稚早	氏名	山崎 稚早	竹川 稚早

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

所属支部	氏 名	住 所	備 考
長 崎 支 部	森 三五郎 様	時津町	令和 3 年 3 月 28 日 ご逝去 昭和 26 年 4 月 30 日 入 会
長 崎 支 部	田中 学 様	長崎市	令和 3 年 9 月 7 日 ご逝去 平成 13 年 6 月 8 日 入 会

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!



～お知らせ～

タイムリーな情報発信を目指しメールマガジン方式による広報部便りを発信しております。

会員の皆様からの情報提供も随時お待ちしております。

※情報ご提供先メールアドレス k.k.nggyo@gmail.com（企画広報部宛となります）

【研修会、行事情報】

● 行政書士による権利擁護公開セミナー「外国人との共生社会の形成のために」

～行政書士は、多文化共生社会づくりのパートナー

日時：2022年3月8日14時～16時

詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://www.gyosei.or.jp/news/info/ni-20220210.html>

● 行政書士申請取次実務研修会（4月VOD方式）のご案内

受講期間：令和4年4月19日（火）～令和4年5月2日（月）

申込受付期間：令和4年3月9日（水）9時～令和4年3月18日（金）17時厳守

詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://www.gyosei.or.jp/news/info/ni-20220216.html>

【業務関連情報】

● 自動車

・自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について

国土交通省は、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合にナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する特例を創設し、令和4年1月4日から運用を開始しました。詳細は、以下のURLからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html

● 法人

・公証事務運用の改正について

令和4年1月1日から、公証事務の運用が改正され次の3つの制度がスタートします。

1. 株式会社等の定款認証手数料の改定
2. 郵送による執行文付与申立て、正謄本交付申立てを認めること
3. 嘱託人作成文書への押印を廃止すること

詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20220101chg.html>

- 実質的支配者リスト制度の創設（令和 4 年 1 月 31 日運用開始）

『商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和 3 年法務省告示第 187 号）』が令和 4 年 1 月 31 日から施行されます。

詳細は、以下の URL からご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

- 特殊車両許可

- 限度超過車両の新制度の運用について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に創設された「限度超過車両の新たな通行制度」について令和 4 年 4 月 1 日から運用が開始されることとなりました。

詳細は、以下の URL からご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001471.html

- 無人航空機登録

- 無人航空機登録制度の事前登録受付の開始について

令和 2 年 6 月 24 日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設されました。本制度によって、令和 4 年 6 月 20 日から無人航空機の登録が義務化されることとなります。これに先行し、令和 3 年 12 月 20 日より事前登録の受付が開始されました。

詳細は、以下の URL からご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html

【関連団体情報】

- 日本行政書士会連合会（<https://www.gyosei.or.jp/>）

- 行政書士制度 70 周年記念動画の公開について

<https://www.gyosei.or.jp/news/info/ni-20211213.html>

- 日本行政書士政治連盟（<http://www.gyoseiren.jp/index.html>）

- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（<https://www.cosmos-sc.or.jp/>）



コスモスながさきの最近の動き

- ①他県の家裁から保佐人の推薦依頼があり、当支部会員が受任することになりました。
- ②長崎家庭裁判所から「成年後見人の推薦」準備に関するご連絡があり、対応しました。
- ③佐世保市社協よりキャラバンメイト現任研修講師の派遣依頼があり、講師派遣しました。
- ④ながよ成年後見センター（中核機関）よりご連絡があり、成年後見専門職相談窓口として「成年後見お役立ち電話帳」に掲載されました。
- ⑤ながよ成年後見センター設立日（2021.10.1）にコスモスながさき（梅枝支部長、川島副支部長）と長崎県行政書士会（山脇会長、弓削副会長）で表敬訪問し、センター職員と活発な意見交換を行いました。
- ⑥島原市成年後見人等支援会議（島原市権利擁護センター主催）にコスモスながさきから梅枝支部長と立山会員、長崎県行政書士会から弓削副会長が出席し、センター職員と意見交換を行いました。
- ⑦入会前研修（30 時間）をオンデマンド研修（ZOOM）に切り替えました。これにより自事務所で自分の都合に合わせて研修を受講できるようになり、受講者も倍増しました。

今後、超高齢社会を向えて成年後見制度は益々重要度が高まります。またこの度オンデマンドにも対応し研修も受けやすくなりました。注目度が上がる成年後見業務ですが、ぜひこの機会にご入会を検討されてみてはいかがでしょうか。



コスモス成年後見サポートセンターとの協働について

日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）と一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）は令和元年9月5日に改めて協定書を取り交わし、日行連の社会貢献活動事業の一環としてコスモスが設立されたことを自認し、その設立目的を達成するために、日行連によるコスモスへの便益の提供やその他コスモスの運営支援に関する協力について確認をした。

また、各単位会に向けては、成年後見制度利用促進基本計画の取組が各自治体で始まっている今、改めて双方の協力関係を見直し、各地で単位会とコスモス支部が協力し地域の信頼を高め、行政書士が専門職後見人として広く認知され活躍することを目指して、成年後見事業のさらなる推進を図るべく協定内容を改めたことを報告した。行政書士が真に専門職後見人として信頼を得るため、総会や賀詞交歓会等の開催時、また広報月間や行政書士記念日の活動時にコスモス支部の名称を併記するなど連携を強化し、各単位会の積極的な支援協力を促した。

—日本行政 2020.1 No 566 抜粋—



プロフィールの紹介



ユキマサくん公式サイト

<https://www.gyosei.or.jp/yukimasa/>

誕生日	2月22日	年齢	5歳
性別	♂	肩書	行政書士制度の宣伝部長
夢	猫界の行政書士になること		
趣味	行政書士の魅力についてアツク語ること		
特技	飼い主のまもる先生（行政書士）に憧れて、猫界のお困りごとを解決しているニャ!		

グッズ紹介



ユキマサくん ピンバッジ



ユキマサくん ぬいぐるみ



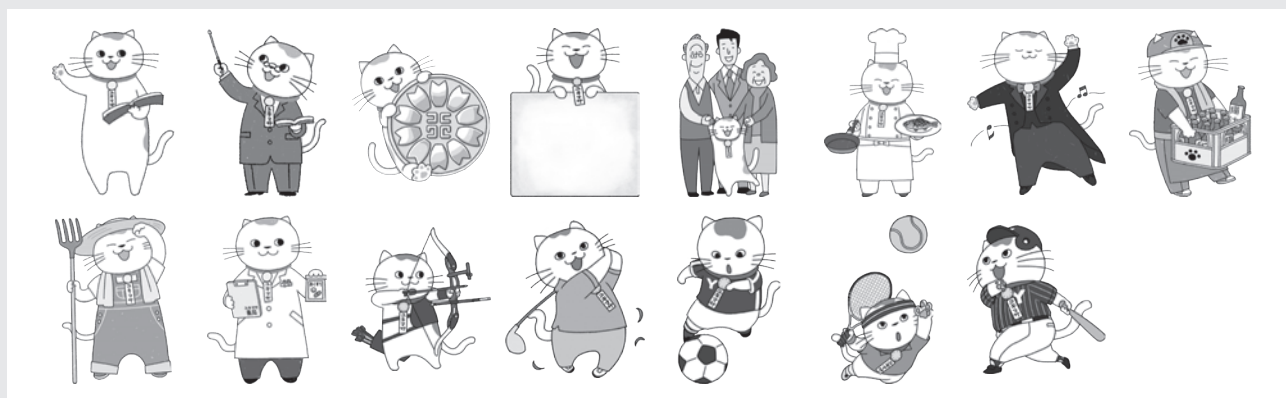
ユキマサくん学習帳



ユキマサくん クリアファイル (A4サイズ)

ユキマサくんグッズ紹介・購入

https://shop.zengyodan.co.jp/products/list?category_id=2&pageno=1



ユキマサくんイラストダウンロード（無料）（※ログインが必要です）

<https://www.gyosei.or.jp/members/#/topics/56d6c06658d36034498b4569>



スペシャルコンテンツ

注目!

ボクのLINEスタンプができたニャ!

是非、みんなに活用してほしいニャ〜。



ユキマサくんスタンプ購入 (120 円)

<https://store.line.me/stickershop/product/1342800>

行政書士制度の宣伝部長として
これからもがんばるニャ!



編集後記

年末年始の帰省、初詣の人出増加のニュースを観るとコロナ禍はやっと下火になり、これから社会は落ち着き、活気づくものと期待しましたが、再び新変異株が到来し感染が拡大しました。

本県も1月19日に「まん延防止等重点措置」を申請し21日に長崎市、佐世保市に適用、その後26日からは県下全域に拡大され2月13日の期限が更に3月6日まで延長され解除。

先ずは命が優先、健康も大切、しかし、その暮らし生活を支える経済活動を回す社会機能も維持する必要があります。この危機を乗り越えなければならない必要な対策は何か？難しい問題です。

当会においても誠に残念ですが長期において準備努力を進めてきた大村市で2月20日に開催予定だった「行政書士制度70周年記念事業講演会」は仕切り直しとなりました。

そして、今後の定時総会、研修会その他の行事では感染防止に重点を置く必要があります会員皆様の御協力を切にお願い申し上げます。

季節はいつもどおり梅の便り、次は菜の花、続いて桜が開花します。どうか、会員の皆様がそろって春を迎えられますよう健康にはくれぐれも御注意ください。

令和4年3月 堀川千里



第187号
令和4年3月15日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0031
長崎県長崎市桜町3番12号
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】
企画広報部長 鶴田 隼人
企画広報副部長 諫山淳一郎
同 海辺 光
同 堀川 千里
同 井手 誠博



皆様の暮らし・業務を支える

商品が新発売!



マスク(フラットタイプ)

New



サイズ: 175mm×95mm
フラットマスク

マスク(ブリーツタイプ)

New



サイズ: 175mm×95mm
三段ブリーツマスク

マスクケース(2つ折りタイプ)

New



サイズ:
200mm×110mm

マスクケース(ジッパータイプ)

New



サイズ: 230mm×125mm

名入れのぼり ぬいぐるみ

名入れのぼり(別売り)
竿長約32cm/旗長約20cm/
旗幅約7cm
※お好きな言葉を
入れることができます

(税込・送料別)

ぬいぐるみ
20cmサイズ
座布団付き

(税込・送料別)



ネクタイ第2弾



ピンク色
ユキマサくん: 総柄
素材: シルク100%/
全長146cm/剣幅8cm



アルコールハンドジェル



【仕様】
ボトル:
W35×D20×H76mm
カバー付:
W52×D23×H105mm
容量: 29ml



株式会社 全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10F

Tel: 03-6450-1622 Fax: 03-6450-1623

ご注文はこちらから!

全行団

検索

